

令和5年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和5年9月7日(木) 午後1時30分～3時30分
グリーンパレス 孔雀

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取(懇談会)およびアンケート調査結果について 資料1-1 資料1-2
- (2) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画構成(案) 資料2
- (3) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の計画策定の基本的な考え方 資料3
- (4) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画成果目標 資料4
- (5) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について 資料5
- (6) その他

3. 閉 会

江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・
第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取（懇談会）

【当事者・家族】

団体名	地域で暮らし続けるために必要なこと	その他意見
江戸川区視覚障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老後を受け入れる障害者が集う施設があるといい。 ・ 自宅で代筆・代読ができるサービスになってほしい。 ・ 障害者に対する理解が乏しく、地域で孤立してしまう。災害時に困るため、町会等を活用して、地域で障害者の理解を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区からの案内（選挙等）にユニボイスを用いて、情報を健常者と同じように入手できるようにしてほしい。
江戸川ろう者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろう者が利用できる老人ホームがあるといい。 ・ なごみの家等で集まって、ろう者の方が集える場所がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話を学ぶことができ、子どもが手話に接する機会が増えるといい。
五所連絡会	9月25日（月）予定	
福祉作業所保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土・日曜日の過ごし方に困っており、使えるサービスが増えてほしい。 ・ グループホームなどの施設一覧の情報や新設させる施設の情報がほしい。 ・ 家族への支援の充実。 ・ 短期入所施設が少なく、予約できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時、学校の避難先では大人数いるため、不安である。
江戸川区肢体不自由児父母の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親亡き後が心配であり、近隣で入所先が見つからない。 ・ 協議会に福祉部会を作って、重度障害者の在宅ケアの充実に向けた具体的な協議をしてほしい。 ・ 入所と通所施設が一体となったものがほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（親が介助するより）ヘルパーの知識が不足しているし、人数も足りていない。
鹿本学園・白鷺特別支援学校PTA	9月15日（金）予定	
NPO 法人自立生活センターSTEP えどがわ	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスがもう少し使いやすくなってほしい。 ・ 重度の人ほど切れ目ない支援が必要である。 ・ 施設入所ではなく、家族介護に頼ることなく、安心した地域生活が送れるようにする地域づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパーが足りない。 ・ 区と定期的に話し合える機会があるといい。

【事業者】

団体名	地域で暮らし続けるために必要なこと	その他意見
江戸川区移動支援等事業者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足が問題となっており、賃金の安さや就労定着支援金など支援の拡充を図り、優秀な人材を確保することで、障害者のサポートを続けることができる。 ・グループホームやショートステイを利用できる施設が少なく、空きもない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な障害がある方の対応が難しく、経験の少ない職員だと対応できない。
江戸川区障害者就労支援事業者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の仕組みづくりや事業所間の連携が必要である。 ・夜間等でも相談できる窓口があるといい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動などで交流を深められる場所があるといい。
生活介護事業者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・親亡き後・親ばなれの対応が必要である。 ・自宅近くの地域で生活していきたいが、受け入れる施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れたいが、人材が足りず受け入れられない。 ・高齢と障害の支援など事業者と交流する機会がない。
江戸川区相談支援連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・重複障害や複雑な課題を抱える方等に対応できるワンストップの窓口がほしい。 ・いつでも誰でも福祉サービス利用にかかわらず、相談できる窓口がほしい。 ・障害者の重度化・高齢化等に対応できるよう、緊急時の受入れや体験の機会が提供される場がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多他職種、官民が日頃から相互理解を図ることができる場がほしい。 ・相談支援の充実を図るための協議の場がほしい。 ・人材が不足しているため人材が離れないようフォローする仕組みがほしい。 ・3障害の係（身体・知的・精神）の横のつながりがあるといい。
江戸川区児童発達支援連絡会	未定	
江戸川区放課後等デイサービス連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の方が利用できるグループホームが少ない。 ・18歳以降に利用できるサービスがわかりづらく、相談できる場所がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（外国人や無関心等）への支援や連携が難しい。 ・空きがないため、他県の施設を利用している。 ・人材確保や育成する制度がない。
グループホーム事業者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の方や車いすが利用できるグループホームが少ない。 ・親亡き後を見据えて、少しずつグループホームに慣れる機会が増やせればいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族は面倒を見ることができなくなり、グループホームを利用される方がいるが、本人の意思が尊重されているのか疑問である。 ・重度を受け入れるには、人件費や消防用設備等の費用がかかる。

令和 5 年度第 2 回 江戸川区地域自立支援協議会

障害福祉サービス利用者懇談会・事業者懇談会意見聴取結果 および
第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎
調査（江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査）結果報告書（2023 年 3 月）
についての会長メモ

2023 年 8 月 22 日

江戸川区地域自立支援協議会会長 杉野 昭博

0. 協議会懇談会とアンケート調査の位置づけ

「本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」、地域の実情を踏まえ、第 7 期江戸川区障害福祉計画、第 3 期江戸川区障害児福祉計画における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。」（資料 4 の 1 ページ参照）

「計画値は、過去 3 年間（令和 3 年度から令和 5 年度）の実績値の傾向から見込量を算出した上で、計画策定のためのアンケート調査（令和 4 年度実施）の結果に基づく障害のある方等のニーズ、国の基本指針を勘案して設定をしています。」（資料 4 の 4 ページ参照）

1. 懇談会意見聴取結果について

(1) 地域生活継続課題（地域で暮らし続けるために必要なこと）と対応施策

- ・ショートステイ、GH、重度者居宅サービスの不足 整備充実
- ・親子分離 = 自立支援の必要性(6090 問題) 地域生活支援拠点等
- ・車いすで利用できる GH 住宅施策との連携
- ・障害者と家族の老人ホーム・ろう者(手話)の老人ホーム 介護保険サービスとの連携
～とくにデイサービスにおける意思疎通支援や合理的配慮

(2) その他の意見と対応施策

- ・障害理解・手話の普及 啓発・広報・人権施策
- ・災害時避難所（障害者） 「要支援避難者」担当と連携
- ・ヘルパー不足と質問題 ベテランの離職防止と人材育成
- ・多職種相互理解 + 相談支援協議 相談支援事業者懇談会の設定
～ 6090 問題のスクリーニングと関係
- ・役所の 3 障害連携 各協議会等で担当部局を参加させて懇談会
- ・放課後デイの保護者問題 障害者福祉課と障害児事業者・教育・就労との懇談会
- ・親と本人の高齢化対策 地域生活継続総合施策

2. 障害者児生活ニーズアンケート調査結果の注目点

(1) 全体概要の留意点

- ・ 障害者児等(手帳所持者等 + 難病児童サービス利用者)の3%程度の無作為抽出調査
- ・ 対象者数約4万人 1,337件発送 832件回収 ~ 回収率62.2%
- ・ 医ケア者児163件 117件回収 ~ 回収率71.8%

(2) 障害者・児調査の結果と対応施策

- ・ 本人年齢40歳以上が6割 6割が4070問題
- ・ 知的と重心の父母との同居率はおよそ9割 5080(6090)問題
- ・ 介助や支援の必要性も重心93%、知的75%
- ・ 介助や支援の必要性が相対的に低い難病(2割)身体(4割)精神(5割)は、配偶者と同居率が難病47.6%、身体44.8%、精神24.6%(全体平均26.7%)
 - ~ 「自立度の高い人ほど配偶者と同居している」のか「配偶者と同居しているので外部サービスニーズが低い」のか?
 - 後者の場合、配偶者の病気や災害など緊急時に自立可能か?
 - 事業者とのつながりも弱い
- ・ 持ち家率57.5%が相対的に高い(江戸川区平均44.3%)
 - 自宅での居宅介護利用を想定した住居アセスメントの必要性
 - GH・居宅介護施策とあわせた自宅活用施策の必要性

(3) 医ケア利用者調査結果と対応施策

- ・ 回答者116件の6割が18歳以下だが、50歳以上も8%
- ・ ほぼ全員99%が自宅生活
- ・ 主な介護者はどの年齢区分でも母親が6~7割だが、全体で父も5%、成人では配偶者が13.6%となっている
- ・ 介護の悩みとして、レスパイト事業やショートステイ、日中預かりをあげるが、実際の利用状況は医療ケアが56~75%に対して居宅介護は28%
- ・ 今後利用したいサービスは、日中一時21%、ショートステイ19%と低調
 - 福祉介護サービスへの不安感が背景? 抱え込みリスク
 - 医ケアに強い相談支援事業所の必要性

第 7 期江戸川区障害福祉計画・
第 3 期江戸川区障害児福祉計画 構成（案）

構 成	
第 1 章 計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の目的
2	計画の位置づけ
(1)	根拠法令
(2)	近年の関連法令の改正
(3)	江戸川区障害者基本計画との関連
3	計画の期間
4	計画の対象
第 2 章 第 7 期障害福祉計画	
1	成果目標について
2	障害福祉サービスの見込量と確保の方策
第 3 章 第 3 期障害児福祉計画	
1	成果目標について
2	障害福祉サービスの見込量と確保の方策

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

令和 5 年度をもって現行の「第 6 期江戸川区障害福祉計画・第 2 期江戸川区障害児福祉計画」(以下、「第 6 期計画」という。)が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や区の指針を踏まえ、「第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。

また、2030 年の江戸川区 (SDGs ビジョン) で示された “ともに生きるまち” を実現するための施策として、上記 2 計画と「江戸川区障害者計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「江戸川区障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「第 7 期江戸川区障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「第 3 期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

項 目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名 称	江戸川区障害者計画	第 7 期 江戸川区障害福祉計画	第 3 期 江戸川区障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性 格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)
計画期間	5 年	3 年	3 年
備 考	策定義務(平成 19 年度～) [平成 18 年度以前は努力規定]	策定義務 (平成 18 年度～)	策定義務 (平成 30 年度～)

(2) 近年の関連法令の改正

障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年 9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月に効力を発生しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

精神保健福祉法の改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するものです。

令和 4 年の障害者総合支援法改正により、精神保健福祉法についても、医療保護入院の見直しや、「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等改正されました。

児童福祉法等の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障害児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

令和 6 年 4 月の児童福祉法等の改正において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型・医療型)の一元化が行われます。

障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障害者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホー

ム) への一元化などが定められました。

また、平成 28 年 6 月改正では、平成 30 年 4 月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。令和 4 年の改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、共同生活援助の支援内容を法律上明確化することや、「就労選択支援」の創設、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められています。

障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

令和 3 年 3 月から法定雇用率が引き上げられ、民間 2.3%、国・地方公共団体等 2.6%、都道府県等の教育委員会 2.5%となっています。さらに、令和 5 年度からの障害者雇用率は 2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和 5 年度においては 2.3%で据え置き、令和 6 年度から 2.5%、令和 8 年度から 2.7%と段階的に引き上げることとされています。

令和 4 年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年 4 月 1 日以降に順次施行されます。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和 4 年 5 月 25 日に公布・施行されました。同法は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

東京都手話言語条例の施行

東京都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例を制定し、令和 4 年 9 月 1 日に施行しました。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針

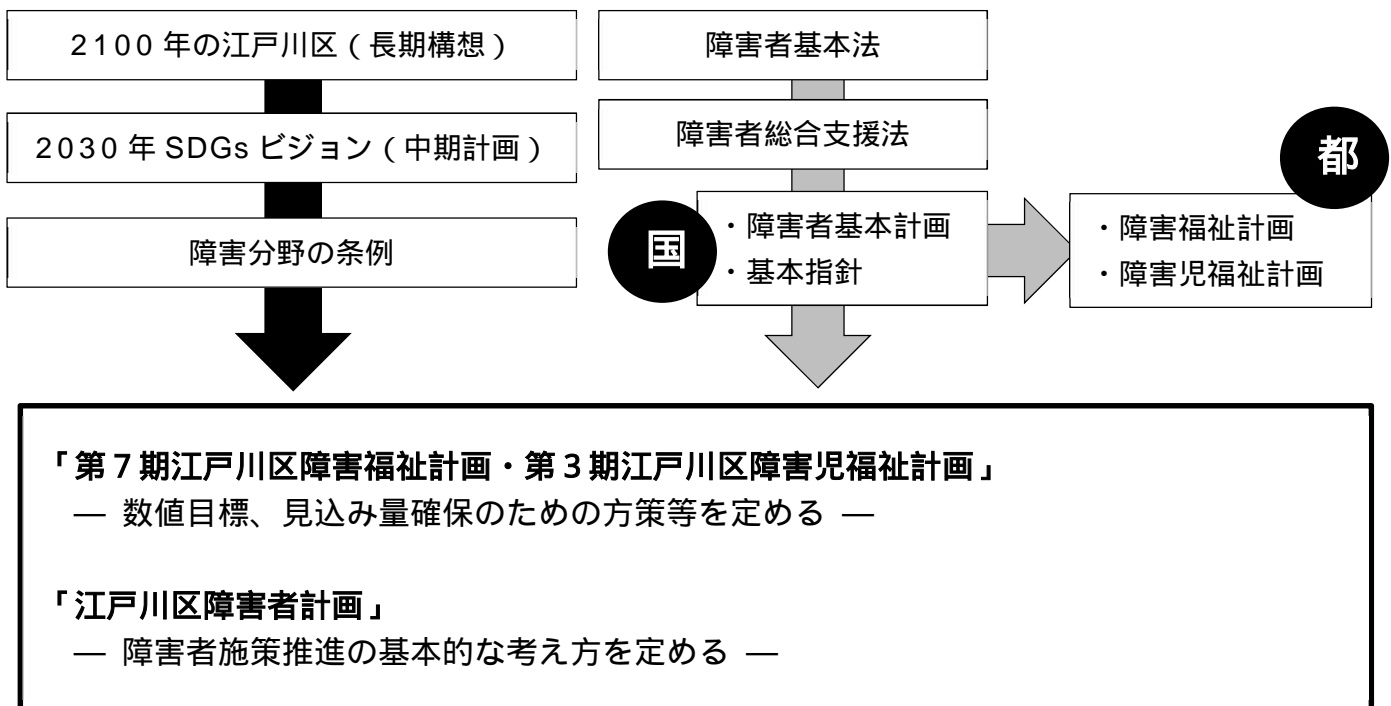
令和5年(2023年)5月には、本計画の指針となる「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針」が示されました。

(3) 江戸川区障害者基本計画との関連

本計画は、国の基本指針に即して策定するとともに、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

- ・ 障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。
- ・ 「2100年の江戸川区(長期構想)」と方向性を同一にする。
- ・ 共生社会の実現に向けた区のSDGsの取り組みとの調和を図る。
- ・ 上位計画である「江戸川区障害者計画」(根拠法令：障害者基本法第11条第3項)の基本的な考え方(基本理念、基本目標)を継承する。
- ・ 「江戸川区地域福祉計画」(根拠法令：社会福祉法第107条)、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」(根拠法令：老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条)、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」(根拠法令：子ども・子育て支援法第61条)等の関連する区の他計画との調和を保つ。
- ・ 東京都の「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」との連携を図る。

< 本計画策定の全体像 >



3 計画期間

本計画の期間は、国の基本指針により令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの3年間とします。

計画名/年度	R 3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期以降			
障害者計画	H24～R5年度			R6～R10年度						R11年度 以降

4 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

< 障害者の定義 > 18歳以上で、以下に該当する者

種別	定義(障害者総合支援法第4条第1項)
身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者
精神障害者 (発達障害者含む)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)
難病等の患者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者

< 障害児の定義 > 18歳未満で、以下に該当する者

種別	定義(児童福祉法第4条第2項)
身体障害児	身体に障害のある児童
知的障害児	知的障害のある児童
精神障害児 (発達障害児含む)	精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)
難病等の児童	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画 成果目標

本計画の基本理念、国の「障害者福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」、地域の実情を踏まえ、第 7 期江戸川区障害福祉計画、第 3 期江戸川区障害児福祉計画における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

第 7 期江戸川区障害福祉計画

1. 成果目標

(1) 第 7 期障害福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	基準値 A	A から目指す割合等	数値目標
地域生活への移行 施設入所者の	令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。	令和 4 年度末 424 人		
	令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数を 5 % 以上削減することを基本とする。			424 人
	数値目標の区の考え方	○令和 8 年度末までに地域生活に移行する人数は、3 年間の実績値から設定。 ○令和 8 年度時点において 424 人を維持。		
地域包括ケアシステムの構築 精神障害にも対応した	令和 8 年度における精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。	国の基本指針で示されている目標値については、都道府県で定めることとされており、区では連携を取りながら、各種サービスの目標を定める充実等により引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。保健、医療、福祉、介護、当事者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を年 2 回開催し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。		
	令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)を設定する。			
	精神病床における早期退院率(入院後 3 ヶ月時点、6 ヶ月時点、1 年時点の退院率)			
精神障害者の各サービスの目標値	< 参考 > (各年度 3 月分)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度目標
地域移行支援	32 人	30 人	31 人	30 人
地域定着支援	99 人	99 人	98 人	100 人
共同生活援助	232 人	278 人	317 人	320 人
自立生活援助	109 人	90 人	96 人	110 人

成果目標	基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
地域生活支援の充実	令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。	面的整備型 ・相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりを具現化。		
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	○支援ニーズを把握 ○基幹型相談支援センター、相談支援事業所、発達障害支援センター等と連携・協働した支援体制を整備。		
福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。	令和3年度 一般就労移行者数 104人	1.28 倍	133人
	令和8年度末における就労移行支援の一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上とする。	令和3年度 一般就労移行実績 96人	1.31 倍	125人
	令和8年度末における就労支援A型の一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.29倍以上とする。	令和3年度 一般就労移行実績 4人	1.29 倍	5人
	令和8年度末における就労支援B型の一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.28倍以上とする。	令和3年度 一般就労移行実績 4人	1.28 倍	4人
	令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所()を5割以上とすること。	令和3年度実績 9事業所/14事業所 64.3%	5割 以上	継続
	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度実績の1.41倍以上となることを目指す。	令和3年度 就労定着支援事業利用者 112人	1.41 倍	158人
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分とすること。	令和3年度 5施設/9施設 5.5割	継続	
	数値目標の区の考え方	○国が定める目標値を基本としつつ、これまでの実績を踏まえて設定。		

成果目標	基本指針に定める目標	基準値 A	A から 目指す 割合等	数値 目標
相談支援体制の充実・強化等	令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。	令和 8 年度末までに体制確保		
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	令和 8 年度末までに体制確保		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 8 年度末までに、サービスの質の向上のための体制を構築する。	障害福祉サービス事業者及び相談支援事業所への指導助言等を継続実施		

就労定着率：過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 カ月以上 78 カ月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

2 . 障害福祉サービスの実績と見込量

障害のある方へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に 図ることを目的として、本区では次のとおり、令和6年度から令和8年度までの各サービスの計画値を設定します。計画値は、過去3年間（令和3年度から令和5年度）の実績値の傾向から見込量を算出した上で、計画策定のためのアンケート調査（令和4年度実施）の結果に基づく障害のある方等のニーズ、国の基本指針を勘案して設定をしています。

（1）訪問系サービス

訪問系サービスの種類
<p>居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」等があります。</p>
<p>重度訪問介護 重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、日常生活全般に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</p>
<p>行動援護 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。</p>
<p>重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。現在、「重度訪問介護」等の他のサービスで支援を行っており、区内には事業所は無く、都内には1カ所です。</p>
<p>同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の支援を行います。</p>

居宅介護

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	13,872	14,813	15,288	15,574	15,874	16,191
利用者数 (単位：人)	1,153	1,178	1,213	1,241	1,270	1,301

見込量確保のための方策等

区内には、居宅介護事業所は現在 143 事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

重度訪問介護

1 月当たりの数値（各年度の 3 月分 令和 5 年度(2023 年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量 (単位：人日分)	15,065	14,649	14,724	14,724	14,724	14,724
利用者数 (単位：人)	47	47	47	47	47	47

見込量確保のための方策等

区内には、重度訪問介護事業所は現在 119 事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

行動援護

1 月当たりの数値（各年度の 3 月分 令和 5 年度(2023 年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
サービス量 (単位：人日分)	642	603	900	1,800	2,400	3,000
利用者数 (単位：人)	10	10	15	30	40	50

見込量確保のための方策等

区内には、行動援護事業所は現在 14 事業所あります。強度行動障害への対応スキルの向上について、関係機関と連携して人材育成に取り組んでいくとともに、新たな事業所の参入を促進していきます。

重度障害者等包括支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	0	0	0	0	0	0
利用者数 (単位：人)	0	0	0	0	0	0

見込値確保のための方策等

区内には、重度障害者等包括支援事業所は現在ありません。対応できる事業者や人材育成に取り組むとともに、新たな事業所の参入を促進していきます。

同行援護

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	3,729	3,881	4,092	4,334	4,576	4,840
利用者数 (単位：人)	164	164	186	197	208	220

見込値確保のための方策等

区内には、同行援護事業所は現在41事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類

生活介護

日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必

要な訓練を行います。

就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 A 型

利用者と事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 B 型

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、企業や自宅等へ訪問等を行い、連絡調整や指導・助言等を行います。

療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。短期入所は、福祉型（障害者支援施設等において実施）と医療型（病院、診療所等において実施）の2つがあります。

生活介護

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	20,124	22,586	23,129	24,601	26,190	27,905
利用者数 (単位：人)	1,124	1,186	1,266	1,344	1,428	1,519

見込量確保のための方策等

区内には、生活介護事業所は現在20事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

自立訓練（機能訓練）

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	49	100	77	77	77	77
利用者数 (単位：人)	5	8	6	6	6	6

見込量確保のための方策等

区内には、自立訓練（機能訓練）事業所は現在1事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

自立訓練（生活訓練）

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	880	892	1,141	1,261	1,381	1,501
利用者数 (単位：人)	47	56	72	80	88	96

見込量確保のための方策等

区内には、自立訓練（生活訓練）事業所は現在3事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

就労選択支援

1月当たりの数値（各年度の3月分）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	第7期計画から新設			6	17	33

見込量確保のための方策等

令和6年度から新設された事業になるため、指定事業所や利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

就労移行支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	4,487	4,629	5,250	5,588	5,947	6,330
利用者数 (単位：人)	259	269	302	321	341	362

見込量確保のための方策等

区内には、就労移行支援事業所は現在15事業所あります。区立障害者就労支援センターと連携を強化しながら、一般就労に向けた支援に努めます。

就労継続支援A型

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	2,684	2,851	3,020	3,264	3,556	3,906
利用者数 (単位：人)	147	154	167	179	194	212

見込量確保のための方策等

区内には、就労継続支援A型事業所は現在5事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

就労継続支援B型

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	16,246	17,799	18,544	19,318	20,097	20,881
利用者数 (単位：人)	1,004	1,066	1,135	1,188	1,241	1,294

見込量確保のための方策等

区内には、就労継続支援B型事業所は現在39事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

就労定着支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	112	150	162	180	199	219

見込量確保のための方策等

区内には、就労定着支援事業所は現在9事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

療養介護

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	55	57	57	59	61	63

見込量確保のための方策等

区内には、療養介護事業所は現在ありません。必要に応じて、近隣地域に設置されている事業所と連携しながら支援に努めます。

短期入所（福祉型・医療型）

【福祉型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	1,691	2,056	1,740	1,665	1,688	1,714
利用者数 (単位：人)	120	159	124	123	128	133

見込量確保のための方策等

区内には、短期入所（福祉型）事業所は6事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の新規参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

【医療型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	78	111	66	108	168	270
利用者数 (単位：人)	15	18	11	18	28	45

見込量確保のための方策等

区内には、短期入所（医療型）事業所は現在ありません。近隣地域に設置されている事業所と連携しながら支援に努めるとともに、事業者の新規参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

（3）居住系サービス

居住系サービスの種類

自立生活援助

障害のある方の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等必要な支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立生活援助

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	57	61	64	65	66	67

見込量確保のための方策等

区内には、自立生活援助事業所は7事業所あります。引き続き、ニーズの把握に努めます。

共同生活援助（グループホーム）

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	611	663	704	729	754	789

見込量確保のための方策等

区内には、共同生活援助（グループホーム）事業所は124事業所あります。引き続き、重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。

施設入所支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	426	428	429	429	429	429

見込量確保のための方策等

区内には、施設入所支援事業所は2事業所あります。引き続き、グループホーム等での対応は困難等、施設入所が真に必要とされる方が、必要なサービスが受けられるよう、サービス量の確保に努めます。

（4）相談支援

相談支援の種類

計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた指定特定相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

地域移行支援

障害者支援施設等福祉施設の入所者または精神科病院に入院している方が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

地域定着支援

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した方等地域

生活が不安定な方に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与します。

計画相談支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	1,255	1,342	1,337	1,358	1,379	1,400

見込量確保のための方策等

区内には、計画相談支援事業所は48事業所あります。引き続き、適切に相談支援事業所が利用できるよう、人材育成・体制の充実を図りつつ、今後の利用者数や事業所数の推移を注視していきます。見守っていきます。

地域移行支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	11	10	12	13	14	15

見込量確保のための方策等

区内には、地域移行支援事業所は8事業所あります。入所施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために相談関係機関と連携を図ります。

地域定着支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	94	71	91	95	99	103

見込量確保のための方策等

区内には、地域定着支援事業所は9事業所あります。入所施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために相談関係機関と連携を図ります。

3. 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 法定必須事業(10事業)

理解促進研修・啓発事業

区民の方に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修や啓発(イベントや講演会の開催、パンフレットの配付等)を行います。また、障害のある方の雇用促進及び啓発に向けて障害者就労支援・雇用フェアを実施します。

自発的活動支援事業

障害のある方やその家族等、地域住民等が自発的に行う活動に対して、支援を行います。

(ア) ピアサポート

障害のある方やその家族等がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。

家族交流会

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	48	48	48	48	48	48
参加者数	201	208	220	220	220	220

酒害家族教室

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	22	24	23	24	24	24
参加者数	32	31	87	90	90	90

酒害本人ミーティング

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	23	24	24	24	24	24
年間参加者数	81	93	93	95	95	95

精神家族講演会

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	1	1	2	2	2	2
参加者数	51	26	50	50	50	50

リハビリ自主グループの支援

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数		1	2	2	2	2
参加者数		27	50	50	50	50

(イ) 障害者団体等の活動支援

障害者団体等が自発的に実施する講座・講演会、イベント等について、側面的な支援を行います。

相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、及び障害福祉サービスの利用支援等を行います。

【相談業務を行う窓口】

障害者福祉課 (身体障害・知的障害)	葛西健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
発達相談・支援センター (発達障害 ^(注))	鹿骨健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者就労支援センター (身体障害・知的障害・精神障害)	小松川健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者支援ハウス (身体障害・知的障害)	なぎさ健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
中央健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動・相談支援センターかさい (身体障害・知的障害・精神障害)
小岩健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターえどがわ (精神障害)
東部健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターはるえ野 (精神障害)
清新町健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターこまつがわ (精神障害)

(注) 知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することや、相談支援事業者等に対して専門的指導・助言、研修等を実施し、相談支援機能を強化します。

(ウ) 精神障害者居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している精神障害のある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援をします。また、入居後も緊急に対応が必要な場合は関係機関との連絡調整、相談支援等を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
転宅者数	30	40	40	40	40	40
登録者数	64	64	60	60	60	60

成年後見制度利用支援事業

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な知的障害のある方及び精神障害のある方に対し、その費用を助成することにより成年後見制度の利用を促進します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間助成件数	25	23	25	29	33	37

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において親族等の適切な後見人が得られない場合に、社会福祉協議会が、身近な地域において支援する法人として後見人、保佐人、補助人を区からの補助金を受け、受任する事業です。また、社会福祉協議会は、地域に根差した社会貢献型区民後見人を養成しています。

本事業の実施により、障害のある方の権利擁護を徹底していきます。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(ア) 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

また、令和元年度(2019年度)よりリレー手話通訳者(ろう通訳者)の派遣を開始し、高齢のろう者の方など、健聴の手話通訳者が表す手話表現ではうまく意思疎通ができない方について、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の手話通訳者に加え、希望によりろうの手話通訳者を派遣します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	1,600	1,413	1,636	1,884	1,957	2,035
利用者数	156	153	177	197	193	189

(イ) 要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	73	66	87	66	67	69
利用者数	9	8	9	9	9	9

(ウ) 手話通訳者設置事業

区役所本庁舎での手続きや相談等で、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を設置します。また、令和4年度(2022年度)より遠隔手話通訳タブレットを導入し、開庁時はいつでも手話通訳を利用できる環境を整えました。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	247	107	236	172	172	172

(エ) 手話通訳者緊急派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	0	3	2	2	2	2

日常生活用具給付等事業

心身障害者(児)が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マット等の障害者（児）の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等で、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	32	23	28	34	41	49

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障害のある方の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	152	112	132	154	180	210

(ウ) 在宅療養等支援用具（10品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計等の障害のある方の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	107	85	96	106	112	123

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭等の障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	174	123	149	179	215	258

(オ) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストーマ用装具等の障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	13,727	15,826	18,199	20,929	24,068	27,678

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害のある方の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	10	4	11	18	25	32

手話奉仕員養成研修事業（登録手話通訳者養成講座事業）

地域生活支援事業では手話奉仕員養成研修事業が法定必須事業となっていますが、区では平成19年度(2007年度)から手話通訳者の養成事業に注力するため、登録手話通訳者養成講座事業を実施しています。

手話通訳に必要な知識及び技術を習得した手話通訳者を養成するための講座を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座実施回数	280	280	280	280	280	280
修了者数	49	70	79	96	96	96

移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方（児）の外出を支援します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間延べ時間数	164,196	176,255	191,200	206,496	223,016	240,857
利用者数	1,594	1,648	1,704	1,762	1,822	1,884

地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方が、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動をすることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。

(ア) 地域活動支援センター 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあ

わせて相談支援事業を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	4	4	4	5	6	6
登録者数	1,494	1,586	1,600	2,000	2,400	2,400

(イ) 地域活動支援センター 型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	5	5	5	5	5	5
利用者数	276	287	278	289	301	313

(ウ) 地域活動支援センター 型

日中活動および基本的な相談の場として、個人の目的やニーズに応じた社会参加及び社会復帰の支援を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	3	3	3	2	2	2
登録者数	163	183	180	150	150	150

(2) 任意事業

日常生活支援事業

(ア) 巡回入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	6,430	6,129	6,280	6,406	6,534	6,665
登録者数	83	79	79	81	82	84

(イ) 心の専門グループワーク事業

回復期にある精神障害者を対象に、原則2年を期限として、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

(ウ) 日中一時支援（日帰りショート）事業

在宅の心身障害者（児）の保護者または家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、支援を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間日数	367	375	412	437	463	490

(エ) 精神障害者自立生活体験事業

病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息または一時的に家族支援が受けられない時等に安心して過ごせる専用居室が活用できます。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	490	521	550	550	550	550
登録者数	123	140	150	150	150	150

社会参加支援事業

(ア) 障害者スポーツ大会の助成事業

心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

(イ) 心の交流スポーツ大会事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。

(ウ) 障害者作品展助成事業

障害のある方の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とするとともに、障害理解の促進を図るための作品展に対し、助成します。

(エ) ボランティア講座事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する方のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

自動車運転免許取得・改造助成事業

(ア) 自動車改造費の助成事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自ら運転する自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	7	8	8	8	8	8

(イ) 自動車運転教習費の助成事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	11	9	9	9	9	9

(3) 地域生活支援促進事業

(ア) 重度障害者等就労支援事業

重度障害者の就労機会の拡大を図るため、福祉施策と雇用施策が連携して、働く意欲のある障害者を支援します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	/	/	1	3	5	5

(イ) 重度障害者大学等修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制をを大学等が構築するまでの間において、必要な身体介護等を提供することで、重度障害者の社会参加を促進します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	/	/	1	3	5	5

特別促進事業

(ア) 寝具乾燥消毒サービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	367	380	391	400	400	400
登録者数	71	78	80	90	90	90

(イ) 寝具水洗いサービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いきリーニングを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	94	106	125	130	130	130
登録者数	90	98	100	110	110	110

第3期江戸川区障害児福祉計画

1. 成果目標

成果目標	基本指針に定める目標	基準値 A	A から 目指す 割合等	数値 目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1カ所以上設置する。	令和4年度実績 2カ所		3カ所
	数値目標の区の考え方	・令和6年4月に区立児童発達支援センターを1カ所増設		
	区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築する。	令和3年度実績 保育所等訪問事業利用者 26人		70人
	数値目標の区の考え方	・令和6年4月に区立児童発達支援センターに併設する保育所等訪問事業を1カ所増設		
	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	令和4年度実績 児童発達支援7カ所 放課後デイサービス4カ所		児発 10カ所 放デイ 5カ所
	数値目標の区の考え方	・令和6年4月より区立児童発達支援センターで重症心身障害児の受け入れを開始		

障害児支援の種類

児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

放課後等デイサービス

特別支援学校、特別支援学級等に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に、訪問支援員が保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障害児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

障害児入所支援

障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。

東京都が実施主体となっていましたが、令和2年（2020年）4月に児童相談所が開設したことにより、区へ移管されました。

児童発達支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	8,311	8,804	8,321	8,321	8,321	8,321
利用者数 (単位：人)	1,106	1,173	1,169	1,169	1,169	1,169

見込量確保のための方策等

区内には、児童発達支援事業所は38事業所あります。重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設を推進していきます。

医療型児童発達支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	14	5	8	8	8	8
利用者数 (単位：人)	5	3	4	4	4	4

見込量確保のための方策等

区内には、医療型児童発達支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

放課後等デイサービス

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	15,725	17,168	18,314	15,344	15,124	14,904
利用者数 (単位：人)	1,380	1,519	1,657	1,387	1,367	1,347

見込量確保のための方策等

区内には、放課後等デイサービス事業所は60事業所あります。重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設を推進していきます。

保育所等訪問支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	51	73	110	120	130	140
利用者数 (単位：人)	26	49	55	60	65	70

見込量確保のための方策等

区内には、保育所等訪問支援事業所は4事業所あります。引き続き、ニーズの把握に努めます。

居宅訪問型児童発達支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	18	16	15	15	15	15
利用者数 (単位：人)	3	3	3	3	3	3

見込量確保のための方策等

区内には、居宅訪問型児童発達支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

障害児相談支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	408	460	540	540	540	540

見込量確保のための方策等

区内には、障害児相談支援事業所は43事業所あります。今後はサービス事業所と連携を図りながらサービスの充実に努めます。

障害児入所支援

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉型利用者数 (単位：人)	6	6	5	6	7	6
医療型利用者数 (単位：人)	5	5	3	4	5	6

見込量確保のための方策等

区内には、障害児入所支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について

7月から始めた障害当事者、家族、事業者の皆様との「懇談会」において、参加者からいただいた意見や声から、障害者計画の基本目標を次のように決めました。これから、目標に沿って事象ごとにテーマを決め、9月から11月にかけて具体的な計画としてみなさまの意見をまとめていきます。

障害者計画の基本目標

『 どんなに障害があっても住み続けられる江戸川区 』

テーマ1 地域生活継続課題懇談会	
内容案	<ul style="list-style-type: none"> ● 江戸川区で求めていく「地域生活支援拠点」のイメージは？ ● 車いす対応のグループホームをどうすればつくれるか？ ● 6090世帯にどのような支援体制が可能か？
メンバー	座長：杉野会長 (案) 計画相談員/重度訪問介護/短期入所/生活介護/グループホーム/ 医療的ケアコーディネーターなど
テーマ2 医療的ケア児・者への支援	
内容案	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア利用者の福祉サービス利用をどのように促進できるか
メンバー	座長： 「医療的ケア児支援関係機関連携会議」にて協議
テーマ3 災害要配慮者支援懇談会	
内容案	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の避難場所、避難方法（個別支援計画作成）をどうするのか
メンバー	座長： 、災害要配慮者支援課長 (案) 計画相談員/居宅介護/福祉避難所/役所内関係部署など